

〇つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則

平成25年3月21日規則第3号

改正

平成27年3月31日規則第22号  
平成28年3月31日規則第23号  
平成29年3月17日規則第7号  
令和2年3月18日規則第21号  
令和3年2月1日規則第1号  
令和5年2月24日規則第6号  
令和6年2月28日規則第3号  
令和6年6月28日規則第21号  
令和7年3月19日規則第9号

つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、つがる市の中小企業者に対する資金の融資を円滑にするため、青森県が制定する青森県特別保証融資制度要綱等（以下「県要綱」という。）の定めるところによる青森県特別保証融資を受けた中小企業者（以下「中小企業者」という。）が支払う信用保証料について、当該中小企業借入資金信用保証料補給金（以下「補給金」という。）を交付することにより、中小企業者の育成強化と商工振興に寄与することを目的とする。

(補給金の対象及び額)

**第2条** 補給金の交付の対象となる融資は、次の各号のいずれにも該当する者が受けた融資とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有する中小企業者
- (2) 青森県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証する別表に掲げるいずれかの資金の融資を受けた者
- (3) つがる市に納付すべき市税（納期限が未到来のものを除く。以下「市税」という。）に滞納がない者

2 保証料補給の対象となる資金の種類は、別表のとおりとする。

3 補給金の額は、県要綱に定める保証料率によって算出された額から県から交付された保証料補給額を控除した額とする。ただし、県要綱に定めるスタートアップ創出促進保証及び事業者選択型経営者保証非提供制度による経営者保証の機能を代替する保証料の上乗せ分に相当する額は対象外とする。

(補給金の交付申請及び決定)

**第3条** 保証協会が補給金の交付を受けようとするときは、中小企業借入資金信用保証料補給金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 保証協会が発行する保証料受取書又は保証料決定通知の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類又は納税状況確認同意書（様式第2号）
- (3) 情報提供書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、交付申請書を受領し、書類の審査等により補給金を交付すべきものと認めたときは、中小企業借入資金信用保証料補給金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通

知するものとする。

(補給金の交付)

**第4条** 市長は、保証協会との間に信用保証料補給事務委託契約を締結し、当該契約に基づき交付すべき補給金を保証協会に納付するものとする。

(補給金の請求)

**第5条** 保証協会は、補給金の交付を受けようとするときは、四半期ごとに最終月の翌月末日までに中小企業借入資金信用保証料補給金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

**第6条** 市長は、保証協会の申請により、交付決定となった融資を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、中小企業借入資金信用保証料補給金交付決定取消通知書(様式第5号)により、補給金の交付決定を取消し、既に支払った補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この規則の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は不正な手段により補給金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、交付決定を取り消した場合、保証協会は、市に対して補給金を返還するものとする。

(返戻保証料)

**第7条** 受給者は、保証期限前に融資額の残額を全額償還した場合は、返戻保証料の全部又は一部を市へ返還しなければならない。この場合において、保証協会は、市の補給割合に応じて返戻保証料の額を計算し、これを市に返還するものとする。

2 中小企業者(受給者を除く。)の返還すべき額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合、市長は、受給者に対し返戻保証料返還通知書(様式第6号)により、その旨を通知するものとする。

(1) 保証料の一部を自己負担する者 当初補給金から確定補給金(申請時における信用保証料から返戻保証料を減じて得た額に2分の1を乗じた額。ただし、100円未満を切り捨て、20万円を上限とする。)を減じて得た額

(2) 上記以外の者 返戻保証料の額

(補則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月17日規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月18日規則第21号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年2月1日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日規則第21号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日規則第9号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 資金名                         | 対象融資    | 対象融資額     | 対象融資期間    |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|
| 青森県「青森新時代」への架け橋資金           | 金融機関提案枠 | 2,000万円以内 | 県要綱に定める期間 |
|                             | 上記以外    | 1,000万円以内 | 10年以内     |
| 青森県経営安定化サポート資金              | 災害枠     | 3,000万円以内 | 10年以内     |
|                             | 上記以外    | 1,000万円以内 | 10年以内     |
| 青森県事業活動応援資金<br>青森県経営力強化借換資金 | 全て      | 1,000万円以内 | 10年以内     |

年 月 日

つがる市長

〔申請者〕

住 所

氏 名

㊞

中小企業借入資金信用保証料補給金交付申請書

年度において実行した 年 月 日から 年 月 日  
（第 四半期）までにおける青森県特別保証融資に係る信用保証料の補給金として、つが  
る市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則第 3 条の規定により、補給金を交付して  
くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補給金交付申請額 金 円

2 関係書類

- （1） 保証協会保証料受取書又は保証料決定通知の写し
- （2） 滞納がないことを証明する書類又は納税状況確認同意書（様式第 2 号）
- （3） 情報提供書
- （4） その他市長が必要と認めた書類

## 納税状況確認同意書

つがる市長

住 所  
申請者 名 称  
氏 名

⑩

私は、つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金の申込みにあたり、次の税目等について滞納がない旨を証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

また、私の納税状況について下記金融機関及び青森県信用保証協会に情報提供することに同意します。

- ・ 法人市民税（個人の場合は、市民税）
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 個人又は個人事業主の場合は、国民健康保険税

|         |                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金融機関記入欄 | <p>上記申請者の納税状況につきまして確認をお願いします。</p> <p>金融機関名：<br/>担当者氏名：<br/>TEL： FAX：</p>                                                    |
| 市記入欄    | <p>上記申請者の納税状況につきまして下記のとおり確認しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 滞納あり      <input type="checkbox"/> 滞納なし</p> <p>担当者職氏名：</p> |

第 号  
年 月 日

様

つがる市長



中小企業借入資金信用保証料補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補給金について、下記のとおり交付することに決定したので、つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則第3条第2項の規定により通知します。

記

補給金交付決定額 金 円

年 月 日

つがる市長

〔申請者〕

住 所

氏 名

中小企業借入資金信用保証料補給金請求書

年 月 日付けで決定された補給金の交付を受けたいので、つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

年 月 日

様

つがる市長



中小企業借入資金信用保証料補給金交付決定取消通知

年 月 日付けで交付決定された信用保証料補給金について、つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則第6条の規定により、信用保証料補給金の交付を取り消しましたので通知します。

記

返還金額 金 円

年 月 日

様

つがる市長

印

返戻保証料返還通知書

年 月 日付けで交付した信報保証料補給金について、つがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則第7条の規定により、交付した保証料が下記のとおり返還となりますので通知します。

記

返還金額 金 円